

東北自動車道
宿浦跨道橋拡幅検討業務

特記仕様書

令和 8 年 9 月

東日本高速道路株式会社
関東支社 加須管理事務所

第1章 総則

1-1 調査等概要

1-1-1 調査等名 東北自動車道 宿浦跨道橋拡幅検討業務

1-1-2 路線名 東北自動車道

1-1-3 履行箇所 自) 埼玉県さいたま市岩槻区大字加倉 (KP 10.5)
至) 埼玉県久喜市下早見 (KP 24.1)

1-1-4 主な履行内容

設計種別	工種・細目・名称	数量	対象構造物
構造物設計	橋梁概略型式検討	1 橋	宿浦橋
	現地踏査	1 式	
	橋梁上部工設計	1 連	
	橋台設計	2 基	
	基礎工設計	2 基	
	仮設構造物設計	2 箇所	
附帯工設計	付替・取付道路設計	2 箇所	
	擁壁工設計	2 断面	
	詳細図作成等	2 枚	
施工計画		1 橋	
通信管路設計		1 式	
設計打合せ		1 式	

1-2 適用する共通仕様書

契約書第1条に規定する「調査等共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)は、令和8年7月版とする。また、契約書第1条に規定する仕様書に「施設工事調査等共通仕様書」を追加し、令和8年7月版を適用するものとする。

1-3 テクリスへの登録

本業務は、「調査等における余裕期間制度」を適用しており、共通仕様書1-1-2-4「テクリスへの登録」の規定によらず、以下のとおりとする。

受注者は、受注時または変更時において請負金額が100万円以上の調査等について、業務実績情報システム(以下「テクリス」という。)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員宛に電子メールを送信し、「登録内容確認システム」を用いて監督員の確認を受けた上で、以下の期限までに登録機関に登録申請しなければならない。ただし、登録期限には、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日(以下「休日等」という。)及び共通仕様書1-3「日数等の解釈」に規定する日数は含まない。

- (1) 受注時は、受注者が設定した業務の始期から 15 日以内
- (2) 登録内容の変更時は、変更があった日の翌日から 15 日以内
- (3) 完了時は、完了届提出日の翌日から 15 日以内

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、テクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が 15 日間に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

当該業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札」にチェックした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合についても同様に、テクリスから受注者にメールを送信し、速やかに「登録内容確認システム」を用いて発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

なお、テクリス登録に要する費用は受注者の負担とする。

1-4 履行期間

本業務は、共通仕様書 1-13 「着手日等」の規定によらず、受注者の円滑な業務執行体制の確保を図るため、事前に技術者確保等の準備を行うことができる全体履行期間及び余裕期間を設定した業務であり、発注者が示した全体履行期間内（業務完了期限までの間）で、受注者が業務の始期（業務着手日）及び終期（業務完了日）を任意に設定することができる。なお、契約上の履行期間は、契約保証取得の日の翌日から受注者が設定した業務の終期までの期間とする。

余裕期間内は、管理技術者、照査技術者又は現場作業責任者を設置することを要しない。また、業務着手以外の業務のための準備を行うことができるが、現地踏査や打合せを行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

受注者は、落札者決定から 10 日以内に、履行期間通知書（本特記仕様書様式-2）により、業務の始期及び終期を発注者へ通知しなければならない。

全体履行期間（業務完了期限）：契約保証取得の日の翌日から 450 日間（まで）

余裕期間（業務着手期限）：契約保証取得の日の翌日から 120 日間（まで）

1-5 資料の貸与

共通仕様書 1-15-1 及び 5-2-3 「資料の貸与」に基づく貸与資料は、下表のとおりとする。なお、履行期間中業務においては貸与予定日であり、変更がある場合は別途監督員より通知する。

貸与資料	調査等業務名	貸与予定日	備考
完成図面	—	契約締結後貸与	紙及び電子データ (TIFF データ)
設計報告書	平成 30 年度 桜ヶ丘橋及び宿浦橋改修等概略検討業務委託	契約締結後貸与	電子データ
設計報告書	令和元年度 宿浦橋・桜ヶ丘橋人道橋に係る地質調査委託	契約締結後貸与	電子データ
設計報告書	令和 2 年度 宿浦橋人道橋詳	契約締結後貸与	電子データ

貸与資料	調査等業務名	貸与予定日	備考
	細設計委託		
設計報告書	平成 29 年度 東北自動車道 (岩槻 IC～久喜 IC 間) 跨道橋 耐震補強設計	契約締結後貸与	電子データ
設計報告書	令和元年度 東北自動車道 加須管跨道橋耐震補強設計修 正業務	契約締結後貸与	電子データ

※上記の日数は土曜、日曜、国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで、夏期休暇（3 日）を除く

1－6 発注者または監督員が行う協議

発注者または監督員が行う協議で本業務に関連する主な施設及び管理者、必要な協議の有無は下表のとおりとする。

なお、本項目に記載する協議は、受注者が共通仕様書 1－16 「関係官公署及び関係会社への手続き」に従って行う協議以外である。また、本業務の検討内容に応じて必要な協議の有無を変更する場合がある。

(1) 橋梁関係

橋梁名	橋梁管理者名	必要な協議	協議完了予定時期
宿浦橋	蓮田市	橋梁概略型式検討完了後に実施する計画設計 1 案を決定するための協議	協議開始日から約 30 日後

(2) 道路関係

位置	路線名	道路管理者名	必要な協議
宿浦橋	市道 1 号線	蓮田市	設計協議
宿浦橋	県道 162 号線	埼玉県	歩道部拡幅のための交通運用計画時に必要な協議

1－7 計画工程表

1－7－1 計画工程表の記載事項

受注者は、共通仕様書 1－14－1 「作業計画書の提出」（2）に示す作業計画書中の計画工程表（本特記仕様書様式－1）の作成にあたっては、下記の項目ごとに作業完了時期を明示し提出するものとする。ただし、記載する項目は監督員と受注者で協議の上変更することができるものとする。

計画工程表は本特記仕様書 1－5 「資料の貸与」に示す資料の貸与時期、本特記仕様書 1－6 「発注者または監督員が行う協議」に示す協議完了予定時期、共通仕様書 1－9－3 「照査の実施」に基づく照査の実施時期及び共通仕様書 1－22 「打合せ」に規定する打合せの実施時期についても十分検討の上作成するものとし、これらの事項は計画工程表に記載するものとする。

設計種別	項目	備考
構造物設計	橋梁概略型式検討	
	現地踏査	
	橋梁上部工設計	鋼単純箱げた橋
	橋台設計	逆 T 式橋台
	基礎工設計	場所打ぐい（機械掘削）
	仮設構造物設計	土留工（深さ 8 m 未満）
附帯工設計	付替・取付道路設計	
	擁壁工設計	
	詳細図作成等	
施工計画		
通信管路設計		

1-7-2 計画工程表に基づく作業状況の報告

受注者は、共通仕様書 1-2-2 「打合せ」の実施時に、作業の実施状況を計画工程表に記載した上で監督員に報告をするとともに、共通仕様書様式第 1-4 号「調査等打合簿」に添付するものとする。

なお、受注者は前項で規定した完了時期が著しく変更となる場合は、共通仕様書 1-1-4-3 「変更作業計画書」に基づき変更計画工程表を監督員に提出するものとする。また、その結果調査等内容の変更が生じる場合の取扱いは受注者と監督員とで協議の上決定するものとする。

1-8 調査等打合簿の作成及び提出について

受注者による共通仕様書 1-2-2 「打合せ」に規定する調査等打合簿の監督員への提出は、打合せ後 7 日以内（休日等を除く）に監督員に提出するものとする。

また、監督員は受注者より提出のあった調査等打合簿を受領後 7 日以内（休日等を除く）に受注者へ返送するものとする。

1-9 工事記録情報の作成及び提出について

- （1）共通仕様書 1-4-4-1 「工事記録情報」に規定する「工事記録作成要領」は令和 8 年 7 月版とする。
- （2）受注者は工事記録収集システムへデータ入力完了後、「工事記録作成要領」に従って「工事記録情報完了届」（本特記仕様書様式-3）を調査等完了届提出予定の 2 週間程度前までに監督員に提出するものとする。その後入力データの照査を受け、監督員が発行する「工事記録情報 チェック結果票」にて照査結果の通知を受けるものとする。照査の結果修正が生じた場合は、監督員の指示に従い速やかに修正を行うものとする。
- （3）工事記録収集システムに関する問合せ先は、東日本高速道路㈱関東支社に常駐する「保全情報管理員」とし、氏名等については別途監督員より通知する。

第2章 業務細部に関する事項

2-1 業務概要

本業務は、蓮田市が管理する宿浦橋において狭隘となっている歩道部を拡幅するための橋梁概略型式検討を行うものである。検討案は現道拡幅、別線新橋、縦目地新橋の3案とする。

現道拡幅：当該橋梁を拡幅し、歩道部を新たに設置する（橋台は増設しないもの）。

別線新橋：人道橋を新たに設置する。

縦目地新橋：当該橋梁を縦目地用ジョイントを使用して拡幅し、歩道部を新たに設置する（橋台は増設するもの）。

橋梁概略型式検討完了後、蓮田市との協議により決定した型式に対し、計画設計を実施する。歩道部の付道路や巻込み部における擁壁工の概略一般図作成、設計協議説明図の作成や施工計画の策定、通信管路の設計を行うものである。

2-2 設計構造物の内容

本業務における、既設構造物の形式等の内容は、下表のとおりである。

対象橋梁	上下区分	上部工	下部工				基礎工
		構造形式	下部工№	高さ(m)	支承条件	構造形式	構造形式
宿浦橋	跨道橋	PC2 径間連続	A1	6.81m	F	逆 T 式橋台	場所打ち杭
		中空床版橋	P1	7.11m	R	壁式橋脚	場所打ち杭
		L=45.180m	A2	6.62m	F	逆 T 式橋台	場所打ち杭

2-3 構造物設計

2-3-1 橋梁概略型式検討

本検討における検討項目は次に示すとおりとする。

橋梁概略型式検討の検測数量は、（橋）とする。

対象橋梁	検討項目	備考
宿浦橋	交差協議を考慮した下部工の概略構造計算及び安定計算並びに上部工構造形式及びスパン割の比較検討	
	地盤条件に応じた基礎形式と上部工構造形式及びスパン割の比較検討	
	架設計画及び施工方法の選定に伴う上部工構造形式及びスパン割の比較検討	
	地元協議を考慮した上部工構造形式及びスパン割の比較検討	
	各検討案における概算工事費の比較検討	

2-3-2 現地踏査

現地踏査とは、計画設計および附帯工設計に必要な現地状況を把握するものであり、特に既設橋梁・高架の横過する道路、鉄道及び河川等の状況及び近接構造物に留意しなければならない。なお、監督員から貸与する資料と現地状況に相違がある場合は、速やかに監督員に報告するものとし、その後の取扱いについては監督員と受注者との協議の上決定するものとする。

現地踏査の検測数量は、(式) とする。

2-3-3 計画設計

(1) 橋梁上部工設計

本設計は次に示すとおり行うものとする。

橋梁上部工設計の検測数量は、(連) とする。

対象橋梁	構造物種別	延長 (m)	斜角 (°)	曲線	非対称形	将来の 拡幅考慮	類似構造 物区分	数量 (連)	備考
宿浦橋 A 1 ～ A 2	鋼単純 箱げた橋	45.180	63	無	非対称系 (Ⅱ)	無	A	1	

(2) 橋台設計

本設計は次に示すとおり行うものとする。

橋台設計の検測数量は、(基) とする。

対象橋梁	構造物種別	高さ (m)	斜角 (°)	非対称形	将来の 拡幅考慮	類似構造 物区分	数量 (基)	備考
宿浦橋 A 1	逆 T 式橋台	6.807	63	非対称形 (Ⅱ)	無	A	1	
宿浦橋 A 2	逆 T 式橋台	6.624	63	非対称形 (Ⅱ)	無	A	1	

(3) 基礎工設計

本設計は次に示すとおり行うものとする。

基礎工設計の検測数量は、(基) とする。

対象橋梁	構造物種別	数量 (基)	備考
宿浦橋 A 1	場所打ぐい (機械掘削)	1	
宿浦橋 A 2	場所打ぐい (機械掘削)	1	

(4) 仮設構造物設計

本設計は次に示すとおり行うものとする。

仮設構造物設計の検測数量は、(箇所) とする。

対象橋梁	対象箇所 下部工No	構造物種別	数量 (箇所)	備考
宿浦橋	A 1、A 2	土留工 (深さ 8 m 未満)	2	

2-4 附帯工設計

2-4-1 付替・取付道路設計

本設計は、対象橋梁前後の交差点において、歩道部拡幅後の道路設計を行うものとし、対象橋梁は以下に示すとおりとする。

付替・取付道路設計の検測数量は、(箇所)とする。

対象橋梁	設計区分	延長区分	数量 (箇所)	備考
宿浦橋	付替・取付道路	50m まで	2	

2-4-2 擁壁工設計

本設計は次に示す箇所について行うものとする。

擁壁工設計の検測数量は、(断面)とする。

番号	測点	種別	設計区分	同一設計区分	すべり安定計算の有無	数量 (断面)	備考
1	STA. 62+5.000	逆T式擁壁	概略一般図作成	A	無	1	
2	STA. 62+35.000	逆T式擁壁	概略一般図作成	B	無	1	

2-4-3 詳細図作成等

詳細図作成等は次に示すとおり行うものとする。

詳細図作成等の検測数量は、(枚)とする。

図面種類	作成難易度	簡易な応力計算	数量 (枚)	備考
設計協議説明図作成	複雑	無	2	

2-5 施工計画

施工計画とは、対象橋梁の施工を行うにあたり必要となる施工計画の検討を行うものをいい、次に示す橋梁について行うものとする。

施工計画の検測数量は、(橋)とする。

対象橋梁	地形条件による区分	計画の複雑化による補正	数量 (橋)	備考
宿浦橋	市街地	複雑	1	

2-6 通信管路設計

通信管路設計とは、施設工事調査等共通仕様書 4-3 1-3 「通信用管路の設計」に基づき設計計画、設計製図、数量積算、照査を行うものとする。

通信管路設計の検測数量は、(式)とする。

設計区分	設計対象延長	数量	備考
基本設計	450m	1 式	

2-7 設計打合せ

- (1) 業務着手時、業務内容確認検査及び業務完了時には管理技術者が立ち会うこと。
- (2) 打合せ場所は、東日本高速道路株式会社 関東支社 加須管理事務所で行うものとする。ただし、打合せ場所の変更を監督員が指示した場合は、受注者はこれに従わなければならない。

- (3) 打合せ回数は、業務内容確認検査を含め5回とする。打合せ回数のうち、1回は発注者、受注者合同の現地踏査を行うものとする。なお、打合せ回数の増減に伴う費用は、別途監督員と受注者で協議し定めるものとする。
- (4) 完了検査はWEB方式により行うものとする。ただし、WEB方式による実施が困難な場合は、対面方式による実施について別途監督員と協議するものとする。
- (5) 設計打合せの検測数量は、(式)とする。

2-8 電算機使用料

電算機使用料とは、本業務で実施する擁壁工設計に必要な電算機使用料をいう。内訳書の項目の区分は下表のとおりとする。

内訳書の項目	数量	備考
電算機使用料（擁壁工設計）	1式	測点 STA. 62+5.000
		測点 STA. 62+35.000

2-9 交通費・宿泊費

交通費・宿泊費には、設計打合せに必要な交通費・宿泊費を含むものとする。なお、設計項目及び数量が増減しても、交通費・宿泊費の変更は行わないものとする。

WEB方式にて実施する場合の完了検査の交通費・宿泊費の費用は計上しないものとする。なお、協議により完了検査がWEB方式から対面方式に変更になった場合の費用については、別途監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

2-10 成果品

本業務に関する成果品については、共通仕様書1-45「成果品」の規定によるものとし、その一覧は下表のとおりとする。

また、報告書の表紙は黒色とし、金文字製本とする。

設計種別	成果品項目	出力時の縮尺 (分の1)	出力用紙の大きさ	提出部数	摘要
橋梁概略型式検討	検討書	—	A4	2	
	概略図	—	A3	2	
構造物設計	一般図	500、1,250	A3	1	
	上部構造一般図	125、250、500	A3	1	
	上部構造主断面一般図	50、75、125	A3	1	
	下部構造一般図	125、250、500	A3	1	
	基礎工一般図	—	A3	1	

	計画概要書	—	A4	2	製本
付替・取付道路設計	平面図	500～2500	A3	1	
	縦断図	V:250 または 500 H:500～2,500	A3	1	
	数量計算書	—	A4	1	製本
擁壁工設計	設計図	—	A3	1	
	設計計算書	—	A4	1	製本
	数量計算書	—	A4	1	製本
通信管路設計	設計図	2～50000	A3	1	
	設計計算書	—	A4	1	製本
	数量計算書	—	A4	1	製本

2－10－1 照査結果の報告

共通仕様書 1－9－3 に基づき実施した照査の結果は、監督員に報告するものとする。

2－11 補足事項

下記に示す事項については、本業務に変更・追加する可能性があるので、受注者は監督員と綿密な連絡をとると共に、これについて、監督員の指示があった場合は速やかにその指示に従うものとし、これらに要する費用は発注者と受注者とで協議し定めるものとする。

- (1) 関係者協議及び現地踏査に基づく数量の変更及び追加
- (2) 橋梁概略型式検討の結果に基づく橋脚設計の追加および計画設計の変更

1 設計業務

日 程		計画標準		○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月					
-----	--	------	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	--	--	--

様式－2

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 関東支社
支社長 殿

住所
会社名
代表者

履行期間通知書

調査等名 東北自動車道 宿浦跨道橋拡幅検討業務

標記について、発注者が示した全体履行期間内において業務の始期と終期を設定しましたので、通知します。

記

1. 契約保証取得の日

令和 年 月 日

2－1. 発注者が設定した全体履行期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)

(1. 契約保証取得の日の翌日)

2－2. 発注者が設定した余裕期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)

(1. 契約保証取得の日の翌日)

3－1. 受注者が設定した業務の始期

令和 年 月 日

3－2. 受注者が設定した業務の終期

令和 年 月 日

3－3. 契約上の履行期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)

(1. 契約保証取得の日の翌日) (3－2. 受注者が設定した業務の終期)

監督員 _____ 殿

受注者
管理技術者 _____ 印

工事記録情報 完了届

下記の調査等名について、工事記録情報の作成が完了致しましたので提出致します。

発注者名	東日本高速道路㈱ 関東支社 加須管理事務所		
調査等名	東北自動車道 宿浦跨道橋拡幅検討業務		
No.	工 種 名	工事情報(テーブル名)	数 量

※発注時より履行内容に変更が生じる場合は、変更特記仕様書や変更数量表を添付する。